

通所介護リハビリテーションサロン 虹 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 ARTISAN さっぽろリハビリ・ラボが開設する通所介護リハビリテーションサロン虹(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び、日常生活支援総合事業の事業(以下「事業」という。)の 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(日常生活総合事業にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な通所介護及び、日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 日常生活支援総合事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所介護リハビリテーションサロン 虹
- ② 所在地 札幌市東区北 40 条東 1 丁目 1-27

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)(機能訓練員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上
機能訓練指導員 2名以上

従業者は、通所介護及び、日常生活支援総合事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日、およびゴールデンウィークの祝日を除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- ③ サービス提供時間 1 単位目 午前 8:50~12:05
2 単位目 午後 13:20~16:35 までとする。

(通所介護及び、日常生活支援総合事業の利用定員)

第6条 通所介護及び、日常生活支援総合事業の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 25名、2 単位 25名

(通所介護及び、日常生活支援総合事業の内容及び利用料等)

第7条 通所介護及び、日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。通所介護を提供した場合の利用料

の額は、介護報酬の告示上の額とし、日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は札幌市の告示上の額とする。当該指定通所介護及び日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬及び札幌市の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 日常生活動作の能力訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び、日常生活支援総合事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50 円徴収する。
- 3 おむつ代は、リハビリパンツ：135 円（1 枚）・尿とりパット：21 円（1 枚）
・おむつ（フラットタイプ）：36 円（1 枚）を徴収する
- 4 お菓子代
 - ① 通常お菓子(3 品)＋今週のお茶:1 回60円
 - ② 低糖お菓子(3 品)＋今週のお茶:1 回90円
 - * 通所をお休みになられた際の料金は発生しない
 - * 低糖のお菓子は糖尿病の方に推奨されるおやつでの 糖質摂取量(10mg) に抑えたメニューです
- 5 コーヒー 1 杯:30 円
*ご希望の方のみのサービスです。スタッフが都度確認のうえ提供いたします。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 **札幌市北区および東区（当施設より直径 3 km圏内、それ以降は要相談）**

南側:東区北 18 条東 1 丁目、南西側:北区北 25 条西 11 丁目
西側:北区新琴似 2 条 7 丁目、北西側:北区屯田 5 条 6 丁目
北側:北区太平 8 条 2 丁目、北東側:北区百合が原 11 丁目
東側:東区丘珠町 168-3 南東側:北区北 24 条東 16 丁目

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする
- (1) 虐待を防止するための、従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または、擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、すみやかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 ARTISAN さっぽろリハビリ・ラボと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和7年7月1日から施行する。